

(平成25年12月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月26日から同年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、当該期間においても同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管している従業員台帳（発令情報）、同社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年3月26日に同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が保管している申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における被保険者資格取得日が、昭和38年4月

1日と記載されていることから、事業主は、同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月26日から同年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、当該期間においても同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管している従業員台帳（発令情報）、同社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年3月26日に同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が保管している申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における被保険者資格取得日が、昭和38年4月

1日と記載されていることから、事業主は、同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年8月12日は7万8,000円、同年12月16日及び18年8月11日は27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日
② 平成17年12月16日
③ 平成18年8月11日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①から③までの標準賞与額の記録が無い。

賞与支給明細書は所持していないが、賞与は支払われており、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①から③までにおいて賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成17年8月12日は7万8,000円、同年12月16日及び18年8月11日は27万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでな

いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記貸金台帳において確認できる保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 8740

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和35年4月から41年1月までA社に勤務したが、国（厚生労働省）の記録によると、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和40年10月1日に、A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社からC社に異動した同僚69人全員について申立期間の被保険者記録が無く、事業主の届出の誤りが推測されることから、事業主は昭和40年9月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、

申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで

私は、昭和41年8月1日にA社に入社し、平成6年に後継事業所であるB社を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する勤務記録カード及び同社の回答から、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和41年11月1日に、A社からC社（現在は、B社）に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和41年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和41年10月30日（現在は、昭和41年11月1日となっている。）に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所とはなっていない。しかし、B社は、「A社の解散時に雇用していた職員については、全員をC社の職員として引き続き雇用した。」と回答しているところ、オンライン記録から、同年10月30日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した

41 人全員がC社の厚生年金保険の新規適用日である同年 11 月 1 日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に対して適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月、52年1月から同年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月
② 昭和52年1月から同年3月まで
③ 昭和54年1月から同年3月まで

私の結婚前の国民年金の加入手続については、両親のどちらかが行ってくれ、国民年金保険料については、父親が納付してくれていた。

昭和48年の結婚後は、夫が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、私が駅前の金融機関又は郵便局で私と夫の国民年金保険料を一緒に納付していたと思う。

結婚前は父親が、結婚後は私が国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①が国民年金に未加入、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①当時の国民年金の加入手続を両親のどちらかが行ってくれ、国民年金保険料の納付を父親が行っていたはずであると述べているが、申立人自身は、当該期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする両親のうち、その父親は既に他界しており、その母親からも証言を得ることができないことから、当該期間の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、A町及びB市で、それぞれ国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立人のA町で払い出された手帳記号番号の被保険者資格喪失日は、昭和46年10月1日であることがオンライン記録により確認でき、B市の手帳記号番号での当該資格取得日は48年6月1日であることが特殊

台帳及びオンライン記録により確認できることから、申立期間①は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②及び③について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により金融機関又は郵便局で納付していたと述べているところ、i) 申立人とその夫の特殊台帳において、昭和 51 年度及び 53 年度の摘要欄に納付書発行の記載があるため、当該期間に係る過年度納付書が発行されたものと推認でき、当該期間の保険料を過年度納付することは可能であるが、申立人は、保険料を遡って納付したかどうか分からないと述べており、当該期間の保険料の納付状況が不明であること、ii) 申立人が保険料を一緒に納付していたとするその夫も、当該期間の保険料が未納となっていることが、夫の特殊台帳及びオンライン記録により確認できることから、申立人が当該期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から7年6月までの期間、8年2月から同年3月までの期間及び9年4月から10年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年1月から7年6月まで
② 平成8年2月から同年3月まで
③ 平成9年4月から10年6月まで

私は、それまで勤めていた会社を平成6年1月に退職し、国民年金の加入手続を、国民健康保険の加入手続とともに区役所で行った。加入手続後、申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、自宅近くの駅前の銀行で、ほとんど毎月納付していた。

私は、平成6年及び9年の手帳、同年の手帳に挟まれていたメモ書き及び同年分の確定申告書（控）を所持しており、6年の手帳には国民年金保険料を納付する予定であったことを示す金額の記載が、また9年のメモ書き及び確定申告書には、同年当時、国民健康保険料とともに国民年金保険料を納付する意思があったことを示す金額の記載があるにもかかわらず、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年1月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、加入手続の時期を憶^{おぼ}えておらず、当該期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続等を行った記憶も無いことから、当該期間当時の加入状況等が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は平成11年10月18日に付番され、申立人は、当該基礎年金番号で国民年金第1号被保険者資格を20歳となった昭和60年*月*日まで遡って取得していることが確認で

き、同番号が付番された時点においては、申立期間①、②及び申立期間③の一部の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、平成21年8月に統合処理される以前において、厚生年金保険記号番号からの切替を契機に、9年1月1日に別の基礎年金番号が付番されていることが確認できるが、当該基礎年金番号により第1号被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、当該基礎年金番号で申立期間①、②及び③の保険料を納付することもできない。

加えて、申立人は、申立人の所持する平成6年の手帳の3月のページに、同月に2か月分の国民年金保険料を納付する予定であったことを示す記載があると述べているが、同記載の金額は、同月に現年度納付が可能な2か月分の保険料を実際に納付する場合に必要な保険料額と相違している。

その上、申立人は、所持する平成9年のメモ書きに、同年当時、国民健康保険料とともに国民年金保険料を納付する意思があったことを示す記載があると述べているが、同記載の金額は、国民年金保険料と国民健康保険料の合算額とした場合、その内訳が不明であり、申立人の所持する同年分の確定申告書（控）の社会保険料控除種別記載欄も、社会保険料及び国民健康保険料の支払額の記載のみで、国民年金保険料に関する記載は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す別の関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7162

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 55 年 3 月まで

昭和 51 年 1 月頃に、私の母親が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれたが、母親は亡くなっているため詳細は不明である。

申立期間の国民年金保険料は、母親が郵便局で納付してくれていたと思うが、納付頻度及び保険料の月額等については分からない。

母親は、私のことを考えて私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 1 月頃に、母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思うと述べているが、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の当該手続き及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親及び父親は既に他界していることから、証言を得ることができず、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続き時期は、昭和 55 年 6 月と推認され、申立人が主張する国民年金の加入手続き時期と一致しない。

さらに、前述の申立人の国民年金の加入手続き時点において、申立期間は、第 3 回特例納付及び過年度納付により納付することは可能であるが、申立人は、その母親から、保険料を遡ってまとめて納付したことを聞いた記憶が無い上、申立人の主張どおりに申立期間の保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間の

前後を通じて同一区内に居住していた申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 2 月 1 日から 19 年 9 月 3 日まで
私が A 社に勤務していた期間のうち、同社が厚生年金保険の適用事業所となっていた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。当該期間については、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたことに間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に勤務していた複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社は、平成 19 年 9 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、現存しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、A 社の元事業主に照会を行ったが回答を得ることができず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A 社の同僚から、申立人の保険料控除をうかがわせる証言は無く、申立人の保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 2 日から 36 年 4 月 1 日まで
私は、A社に昭和 34 年 7 月 1 日から 36 年 3 月 31 日まで勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同職種であったとする同僚は、自身が記憶する退職日以前にA社において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A社は、「当時の資料が残っていないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除については不明であるが、保管している昭和 36 年 1 月以降の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の中に申立人に係る記載が無いことから、申立てどおりの資格喪失の届出は行っていない。」と回答している。

さらに、複数の同僚に照会したものの、申立人の厚生年金保険料控除について具体的な証言を得られない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日が昭和 34 年 9 月 2 日と記載されており、オンライン記録と一致している上、遡及訂正などの不自然な形跡は確認できない。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 3 月頃から 59 年 3 月頃まで
② 昭和 60 年 10 月頃から 62 年 3 月頃まで

私は、申立期間①及び②において、A社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②をA社の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A社に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②において、申立人のA社における雇用保険の加入記録は確認できない上、申立期間②のうち、昭和61年11月1日から62年1月24日までの期間は、同社以外の事業所の厚生年金保険被保険者期間となっていることが確認できる。

また、申立期間①及び②において、A社の厚生年金保険被保険者記録がある3人の同僚及び申立期間②において同社の厚生年金保険被保険者記録がある1人の同僚は、申立人を記憶していないと供述している。

さらに、申立期間①及び②において、A社の経理及び社会保険担当者であったとする同僚は、「希望者については厚生年金保険に加入させていたが、B職は、勤務日数が不定なためアルバイトが多く、加入を希望しない者がほとんどであった。」と供述している上、ほかの同僚は、「厚生年金保険には希望者のみ加入していた。」と供述している。

加えて、上記の経理及び社会保険担当者であったとする同僚は、申立期

間①の一部期間である昭和 59 年頃の従業員数は 150 人ぐらいだった旨供述しているところ、オンライン記録では、59 年 1 月から同年 12 月までの A 社における被保険者数は、23 人から 28 人で推移していることが確認できることから、同社においては、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではない状況がうかがえる。

また、当時の事業主は、「申立期間①及び②当時の資料が無く、申立人に係る勤務実態及び保険料控除については、不明である。」と回答している。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を A 社の事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月 20 日から 60 年 2 月 20 日まで
私は、A 社（現在は、B 社）に臨時雇用の職員として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、A 社に臨時雇用の職員として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記の複数の同僚は、「臨時雇用の職員は、試用期間があり、入社と同時に厚生年金保険には加入していなかったため、自身が入社して2か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。」と述べている。

また、B 社及び企業年金連合会が保管している C 厚生年金基金の加入員記録により、申立人が昭和 60 年 2 月 20 日にその資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、B 社は、申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除したか否かについて、当時の資料を保管しておらず不明である旨回答している上、申立人は上司及び同僚の姓のみしか記憶していないため、これらの者を特定できず、照会することができない。

加えて、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8746

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年頃から 47 年 4 月 25 日まで

申立期間当時、私の父親は、A社及びB社の両事業所で勤務していた。申立期間において、父親自身が経営するA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本により、申立人がA社の事業主であることが確認できることから、申立人は、同社において勤務していたと認められる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は昭和 42 年 9 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日より前の期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は死亡している上、A社は既に解散していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、元従業員に照会したものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除についての供述は得られなかった。

加えて、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8747

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 13 日

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の標準賞与額の記録が年金給付に反映されない記録となっている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、同社が保管している支給項目控除一覧（賃金台帳）により、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、商業登記簿謄本により、申立期間当時、申立人がA社の代表取締役であったことが確認でき、申立人は、「私は、同社に係る社会保険事務の最終責任者であり、最終決裁権限は自身にあった。」と回答しており、現在の事業主も同様の証言をしている上、当時の社会保険事務及び経理担当者は、「社会保険事務に係る届出については、事業主が確認しており、その上で押印していた。」と供述していることから、申立人が、同社が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知らず又は知り得なかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録について、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 16 日
② 平成 15 年 12 月 18 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日
④ 平成 16 年 12 月 14 日
⑤ 平成 17 年 7 月 20 日
⑥ 平成 17 年 12 月 15 日
⑦ 平成 18 年 7 月 14 日
⑧ 平成 18 年 12 月 14 日
⑨ 平成 19 年 7 月 19 日
⑩ 平成 19 年 12 月 18 日
⑪ 平成 20 年 7 月 17 日
⑫ 平成 20 年 12 月 11 日

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の標準賞与額の記録が年金給付に反映されない記録となっている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、同社が保管している支給項目控除一覧（賃金台帳）により、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、申立人は、「申立期間においてA社の社会保険事務及び

経理事務は私が担当していた。」と供述しており、当時の代表取締役も同様の回答をしている。

また、申立人は、「申立期間当時、申立期間に係る賞与の届出はしていない。毎月の保険料と一緒に口座振替されていると思っていた。」と供述しているが、申立人は、A社の経理担当として同社の資金繰りを担当し、資金の流れを管理していた者であり、当該預金口座も実務担当者である申立人の管理下にあったと考えられる上、申立期間が約5年6か月間と長期間にわたることを踏まえると、申立人が、同社が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知らず又は知り得なかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録について、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8749

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 12 月 31 日から 11 年 1 月 1 日まで
私は、平成 7 年 10 月 16 日に A 社に入社し、10 年 12 月 31 日まで勤務していた。雇用保険の加入記録もあることから、厚生年金保険料も控除されたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人の A 社における離職日は平成 10 年 12 月 31 日とされている。

しかしながら、A 社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、平成 11 年 1 月 7 日に、同社に係る被保険者資格を 10 年 12 月 31 日付けで喪失した旨の届出が行われたことが確認でき、当該確認通知書には、退職日として同年 12 月 30 日と記載されている。

また、A 社は、申立期間当時の経理書類を保存しておらず、申立期間の厚生年金保険料の給与からの控除については不明である旨回答している。

さらに、申立人は、申立期間前後の A 社からの給与の振込みを確認できる通帳の写しを提出しているものの、給与明細書等の資料は所持しておらず、当該振込額のみでは、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 3 月 1 日まで
オンライン記録では、A社及び申立てに係る事業所であるB社が脱退手当金支給済みとされている。

しかし、私が脱退手当金を受給したのは、A社のみで、B社では脱退手当金を受給していない。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人が脱退手当金の受給を認めている期間と申立期間は、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、当該期間は、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたことが確認できる上、申立人が受給を認めている期間のA社に係る事業所別被保険者名簿には、当該事業所を最終事業所とする脱退手当金の受給記録がある者には全て「脱」表示があるが、申立人には当該表示が無く、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはいかぬことがないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立人のB社に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間のB社での23月とそれ以前のA社での期間である46月を合計した69月を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不自然さはいかぬが、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。